

株式会社ファノバ 一般事業主行動計画の公表について

株式会社ファノバ 次世代法に基づく一般事業主行動計画

令和3年4月1日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1:

① 諸制度の整備

労働基準法に基づく産前産後休業、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金、育休中の社会保険料免除制度等の再調査及び整備

② 周知用パンフレット等の作成

③ 社員への周知

<対策>

- 平成23年 4月～ 法に基づく諸制度の再調査
- 平成23年 7月～ 周知用パンフレット等の作成及び具体的行動計画の策定
- 平成23年10月～ 社員への周知

目標2:

男性社員について計画期間中に育児休業を4人以上取得する。

<対策>

- 平成24年 4月～ 男性社員も育児休業を取得できることを周知する為、各事業所所長を対象とした研修の定期的な実施

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標：
採用した労働者に占める女性労働者の割合を30%以上にする。

<対策>

- 業務内容を再確認し、担当業務の割り振りを再検討する。
- 求人広告内容の見直しを行う。
- 女性社員を面接担当者として同席させる。

3. 情報公開

- 採用した労働者に占める女性の割合 29.4%(令和元年度)
- 労働者に占める女性労働者の割合 18.6%